

令和 8 年 1 月 理事会挨拶（保険金区分 6,000 万円、7,000 万円の導入時）

当団は昨年 11 月に制度創設 55 周年を迎えた。40 周年から 55 周年までの歩みと 60 周年に向けた展望について「祝 55 周年」と題してまとめている。当団は平成 25 年に公益財団法人に移行して、特定保険業の認可を受けてからというもの収支相償の原則に呻吟してきた。制度改正に次ぐ制度改正を経て、令和 4 年度に契約者割戻金制度を創設したことで漸くその桎梏から逃れることができた。そして 55 周年を祝うかのように昨年、保険金区分最高額の改正を行い、60 周年へと続く下地を作ったところである。今後の焦点は当面の目標である掛金収入 40 億円の達成がいつなのかということになるかと思う。

そこで昨年 12 月末現在の業務概況について、前年同時期と比較しながら掻い摘んで申し上げる。掛金収入は入金ベースで 33 億 4,000 万円、1 億 1,900 万円、3.7%プラス、このうち保険事業収入は 27 億 3,800 万円、9,900 万円、3.8%のプラスとなっている。これに対して保険金の支払いは 7 億 600 万円、2 億 4,100 万円、25.4%のマイナスとなっており、このまま推移していくと 10 億円を切ってしまうのではないかと大変危惧している。契約更新率は 96.97%で 0.17%のプラス、会員加入率は 53%で増減なしとなっている。今年度の掛金収入は、前年度の 1 月から 3 月の実績では 4 億 1,700 万円、契約ベースで現在のところ 2.11%伸びていることから、今のところ 37 億 6,600 万円を予想している。3 年ぶりに 1 億円を超える増収が期待できるところである。

次に最近のトピックスであるが、当団初の試みとして平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間に報告のあった保険事故 714 件の要因分析を行った。国の方では 2.4 分の 1 の抽出率で算定した、直近が令和 2 年の建設業の休業 4 日以上被災者 3,884 件の要因分析があり、これと比較する形で昨年 11 月 12 日に当団ホームページに掲載し、業界紙でも報道されたところである。とくに 65 歳以上の被災者は国が全体の 15.3%であるのに対して当団は 30.4%、一方で 35 歳未満の被災者は国が 27.1%に対して当団は 12.5%と好対照を成している。担い手不足で被災リスクの高い高齢者にも活躍していただかなければ回っていかない現場が多くあり、安全対策と併せて労災上乗せ補償保険の備えが必要不可欠であることが、こうした分析からも裏付けられているのではないかと考えている。

そして、今年の最大の課題は、新設された保険金区分 6,000 万円と 7,000 万円への増額をどう進めていくのかということである。昨年の 10 月 22 日付で厚生労働省から、10 月 30 日付で国土交通省からそれぞれ大臣認可をいただいたが、これで十分かというところとは言い難い現実がある。令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間に、当団の契約者が関係した保険事故 357 件のうち、5,000 万円以上被災者に支払われている事例は 30 件、そのうち 14 件は 7,000 万円を超えている。上昇する賃金がベースとなって示談が行われる以上、7,000 万円は通過点と見られる訳であり、極力最高額への増額を推奨したいと思っている。しかし掛金の負担はどうなるのかというと、5,000 万円から 7,000 万円に増額すると掛金は 1.4 倍になるが、忘れてならないのは割戻金が掛金の 2 割相当額支払われている実

績があることである。割戻金が増額の助成金的意味合いを有しており、未だ割戻金がなかった保険金区分の最高額を4,000万円から5,000万円に改正した当時よりも実質的なハードルは低くなっているということにご留意いただきたい。また増額の9割方はこれまで加入していた保険金区分にプラス1,000万円なので、5,000万円から6,000万円に増額すると掛金は1.2倍になるが、割戻金が増えると例2(1-2)のように掛金の実質負担増が殆どなしに増額が可能となる場合が多い。同様に4,000万円から7,000万円に一気に引き上げると掛金は1.75倍になるが、「まずは1,000万円」ということで4,000万円から5,000万円に増額する場合の掛金は1.25倍、それに割戻金が増えると例2の(2)のようになる。「さらに1,000万円」で5,000万円から6,000万円に増額する場合の掛金は1.2倍、「もう一つ1,000万円」で6,000万円から7,000万円に増額する場合の掛金は1.17倍となる。これはまさに「保険金区分1,000万円プラス運動2.0」そのものである。これからは割戻金をセットとした「1,000万円プラス運動2.0」を積極的に推進して参りたいと考えている。

12月末現在の加入状況は、5,000万円の加入が1,082社、4,000万円の加入が1,809社、3,000万円の加入が3,117社となっており、この3区分が当団にとって岩盤契約者と見ており合計6,008社にのぼっている。少なくともこの3割は割戻金のメリットを活かした形で増額していただきたいと期待している。これに2,000万円の加入7,067社が、さらには1,000万円の加入10,771社と新規加入がプラスアルファとして加わってくる。アクチュアリー推計によると3年後の令和10年度に5,000万円の加入は700社に減るか、強気の読みでは1,245社、6,000万円の加入は488社ないしは673社、7,000万円の加入は336社ないしは462社としており、この増収効果は1億1,500万円ないしは3億5,000万円と見積もられており、このさらなる上振れを期待したいと考えている。先日1月26日に全契約者に対して、2枚綴りで制度改正のお知らせを行った。加えて保険金区分の増額をPRするポスターを制作し、早速全建ジャーナルの2月号から裏表紙を飾ることになった。保険金区分4,000万円から5,000万円に改正した当時の5,000万円への増額のペースを整理したが、1年後には3分の2近くが5,000万円に増額し、2年後には9割方動いていることから1~2年が勝負の年であると肝に銘じている。

最後に本日の議題にも上げられているが、来年度から一般助成と特別助成の一部要件の見直しを行いたいと考えている。制度は生き物であり、実態の変化と各協会のご要望に応じて可能な限り不断に柔軟に見直しを行いたいと考えており、その内容についてはお配りした資料に沿ってこの後私から説明させていただきたい。

保険金区分 最高額(6,000万円と7,000万円)への備えを手厚く

毎年の賃金上昇に伴い、令和に入って示談金が高騰している実態にありますので、補償最高額を増額されることをおすすめいたします。割戻金が掛金の2割相当額支払われて助成金的役割を果たしている実績を有し、掛金の実質負担が軽減(注)されることにもご留意ください。

(注)

割戻率	掛金に換算した割合(×0.82)
30%	24.6%
R 6	28.52%
<u>25%</u>	<u>20.5%</u>
R 4	20.53%
R 5	16.46%

$$\times \left[\begin{array}{c} \text{割戻の年度内の} \\ \text{対象掛金} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{割戻金} \\ \text{= 掛金の実質負担} \\ \text{軽減額} \end{array} \right]$$

1. 掛金が一定で100万円の契約者が8月に保険金区分を、(1)5,000万円 → 7,000万円に増額した場合の掛金は1.4倍の140万円、(2)4,000万円 → 6,000万円に増額した場合の掛金は1.5倍の150万円

・割戻金を計算する上での対象掛金は、

					対象掛金				
(1)	100万円	×	4ヶ月/12ヶ月	+	140万円	×	8ヶ月/12ヶ月	=	126.6万円
(2)	100万円	×	4ヶ月/12ヶ月	+	150万円	×	8ヶ月/12ヶ月	=	133.3万円

・割戻率25%と仮定して割戻金を算出すると、

		対象掛金			掛金の実質負担軽減額		
(1-2)	<u>20.5%</u>	×	126.6万円	=	25.9万円	(実質掛金 114.1万円)
(2-2)	<u>20.5%</u>	×	133.3万円	=	27.3万円	(実質掛金 122.7万円)

2. 同じ前提で、(1)5,000万円 → 6,000万円に増額した場合の掛金は1.2倍の120万円、(2)4,000万円 → 5,000万円に増額した場合の掛金は1.25倍の125万円

					対象掛金				
(1)	100万円	×	4ヶ月/12ヶ月	+	120万円	×	8ヶ月/12ヶ月	=	113.3万円
(2)	100万円	×	4ヶ月/12ヶ月	+	125万円	×	8ヶ月/12ヶ月	=	116.6万円

		対象掛金			掛金の実質負担軽減額		
(1-2)	<u>20.5%</u>	×	113.3万円	=	23.2万円	(実質掛金 96.8万円)
(2-2)	<u>20.5%</u>	×	116.6万円	=	23.9万円	(実質掛金 101.1万円)

※上記の要領で、それぞれの保険金区分並びに契約更新前後の掛金と増額月に応じて適宜ご試算ください。

祝 建設共済保険制度創設55周年

建設共済保険制度創設40周年から55周年、そして60周年に向けた歩み

◎ 40周年(平成22年11月)

掛金収納額	…	33.04億円	(平成22年度)
〃	…	30.93億円	(平成24年度)

(平成10年度 71.3億円から14年続いた減収の底を打つ)

平成25年4月～

公益財団法人に移行し、特定保険業の認可を取得(収支相償の原則が適用される)

平成27年4月～

無事故割引率の2割拡大を実施

当団と都道府県建設業協会とのタイアップ広告による広報活動事業を開始

◎ 45周年(平成27年11月)

掛金収納額	…	32.04億円	(平成27年度)
-------	---	---------	----------

平成28年4月～

事業構造と財政構造を見直し、掛金の負担割合を保険事業85%とし、共済事業に15%充てるとともに労働安全衛生推進事業を開始

平成28年度 保険収支(剰余金)	…	14.16億円	(公益財団法人移行後の最高額)
---------------------	---	---------	-----------------

(ただし、令和元年度と50周年後の令和3年度は0.1億円の赤字)

◎ 50周年(令和2年11月)

掛金収納額	…	33.77億円	(令和2年度)
-------	---	---------	---------

令和3年10月～

掛金負担割合 保険事業85% → 82%(5年半ぶり)

保険金区分5,000万円の新設(21年ぶり)

無事故割引率の改定(6年半ぶり)

令和3年度 契約更新率 97.3% (過去最高) 【過去最低値は平成20年度の93.3%】

令和4年4月～

契約者割戻金制度の開始(収支相償の原則を恒久的に満たす)

令和7年10月

保険金区分6,000万円と7,000万円を新設する改正

◎ 55周年(令和7年11月)

掛金収納額	…	37.66億円	(令和7年度予想)
-------	---	---------	-----------

令和8年4月～

保険金区分6,000万円と7,000万円の新設(4年半ぶり)

令和8年10月～

無事故割引率改定の5年間の経過措置が終了し全面的に新割引率へ移行

★ 掛金収納額40億円の達成、そしてさらなる高みへ

◎ 60周年(令和12年(2030年)11月)へ